町村の購読料は会費 の中に含まれております

第2383号

■■■もくじ**■■■**

情

報

カプセルNOW&NE

w

政

策

新たな国土計画制度で中間報告= 国土審議会基本政策部会

(2)

毎週月曜日発行

随

想

伊良部のゴルフ場雑感

.... 沖縄県伊良部町長

浜川

健

(11)

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955 明:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 http://www.zck.or.jp 47697



荒砥城の日の出 (長野県上山田町

みるとこの道 注意をして σ

猿ヶ石川を見下ろせるもっとも景色 野の花もさりげなく飾ってある。 が表示してある。 の手洗い場には一日四回の掃除時間 るため、作った人の顔写真とメッ は 産物を入れてある統 の駅にはさまざまな工夫がある。 して開放されている。ちょっとした いう安心感を客に持たせるためだ。 ても、数時間後にはきれいになると セージが小さく掲げてある。 いいところは、無料休憩ホールと 消費者に生産者の気持ちを伝え 今、 多少汚れてい 一の竹カゴに トイレ

> り上げている。 に超えて、 年間五千万円を五坪で売 万円をはるか

やかに対応する女性たちに魅せられ の思いが実現したのだ。元気でにこ の施設で販売したいという女性たち 地元で取れた素材を加工して、地元 いる。思い切って元の職場を辞め、

多くのひとが立ち寄る。

当初の

売上目標一千

点です、 魅力あふれるものになる。 門担当の店長、レストランの料理人 ドハンティングした支配人、産直部 菊池新一さんは言う。 農協からヘッ 供するか、これがこの施設経営の原 に満足のいく場所と時間と産物を提 「風の丘」を訪れる人たちに、い 始め、 人が生き生きと働けば、 と立ち上げた遠野市役所の 関係者が懸命に動 がてい

ర్థ

(法政大学教授

岡崎昌之

を

閑話休題 パス沿いに、

れている。 置かれている。 の道の駅だ。施設内には遠野で取れ 万人を越す人を集める東北でも有数 からこの名前がついた。年間一〇〇 が建っている。一帯の地名が寒風だ ホールも多くの人が利用し活気に溢 た農産物はもちろん、 地ビー ルやお お菓子、 社が経営する道の駅 風の丘. 乳製品などが所狭しと レストランや休憩

> そば、 会が、

> おにぎり、おでんを販売して 一六人のメンバーで、団子、

こでは「綾織に夢を咲かせる女性の

うと市街地に入る手前のバイ 盛岡や花巻から遠野に向か 遠野ふるさと公

の「夢咲き茶屋」が建っている。 自由に使える。 打ち合わせ場所として、 「風の丘」の入り口付近には、 五坪

訪れた人が

本誌用紙に掲載の写真を募集してい

(9)

●写真募集●

ます。 四季折々の風物や行事など適当な写 真がありましたらご寄贈下さい。(写 真には題名、町村名を付して下さい) なお、採否は当方に一任願います。

送り先:全国町村会・広報部

新たな国土計画で中間

ち出した。

ち出した。

ち出した。

ち出した。

ち出した。

ち出したが現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化は、このたび現在の全国総合開発計画と国土利用計画を一本化

す。 平成十五年の通常国会に両計画を統合する法案の提出を目指 国土交通省は、来年秋にまとまる最終報告を受け、早ければ

掲載した。 らいが提示されている「第 部国土計画体型の改革」を中心に本誌では、中間報告の中から、このたびの国土計画改革のね

国土計画の新たな課題(略)第二部 国土の将来展望と

第 部 国土計画体系の改革

(第三種郵便物認可)

1

国土計画の改革のねらい

理指針の継承への総合的国土管(1)国土計画の新たな役割:良好

する国土をつくる

よる総合的な国土管理の指針としての「開発」に重点を置いたこれまでの「開発」に重点を置いたこれまでの「開発」に重点を置いたこれまで

の役割を担う。

以下のようなものとすることが適当え、今後の国土計画の基本目標は、国土計画のの新たな要請を踏ま

地域の自立と個性ある発展を実現をつくる

た国土をつくる 地球社会の持続可能な発展と調和

「閉発」を重見した金総閉発して「閉性代に継承していく」というな、より良い国土を次

発」がもたらす副作用 (地価高騰や「開発」を重視した全総開発と、「開

出地利用の混乱等)に対処する視点 を重視した国土利用の基本方針である国土利用計画が別々に定められて の総合的な指針を一つの国土計画と して提示する。

②地方分権の推進

国主導の国土・地域整備が推進され 迅速に形成され、我が国の今日まで する一因となった可能性もある。 制度が大きな役割を果たしたこと 国の施策や補助金等、全国統一的な ちとなった。地域づくりにおいて の要望する施策や施設整備構想を調 依存する構造が形成された。 こうし 進によって国土の骨格となる基盤が とが必要であり、そうした施策の推 基盤となる諸施設の整備を進めるこ チアップを目指した時代には、国が と地方の役割分担は不明確になりが 大する一方、計画内容の実現への国 た状況を背景に、 地方公共団体の地域づくりが中央に 等を受けて実施するというように る過程で、国が企画し地方が補助金 の発展が実現されてきた。 主導して開発構想を推進し、国土の 復興期や、欧米先進諸国へのキャッ 整し位置付ける場としての役割が増 戦後の荒廃から国土を建て直した 反面において地域が個性を喪失 国土計画は、 しかし

> ては、 れている 進するものとなるよう改革が求めら ける地方公共団体の自主・自立を促 革を進めることが必要である。他 市町村合併、権限・財源配分の見直 て、その地域のあり方を決定するこ 共団体が自らの選択と責任におい 要課題を明らかにする一方、地方公 後の国土づくり、地域づくりにお 方、国土計画制度も地域づくりにお しを始めとした地方行財政制度の改 合等の既存制度を活用することや、 に担い得る主体となるよう、広域連 方公共団体が地域整備の責任を十全 とが重要である。このためには、地 国が戦略的に取り組むべき重

Ó 連携を強化する。 を強化する。また、計画の推進にお パートナーシップを基軸とした協力 おける国と地方公共団体との対等な 係者の参加を進める等、 ク計画の策定への地方公共団体等関 きる限り明確にしつつ、広域ブロッ である。このため、地方分権の本旨 地方公共団体のみならず、 を踏まえて国と地方の役割分担をで と相互の協力によって実現するもの ても、 国土づくり、地域づくりは、 さらには国民一人一人の取組 地方公共団体との対話及び 国土計画に 企業、 N

国土全体の視点からのビジョンや施土地利用に関しては、国土計画が

各地域の個性ある発展を目指す今

が重要になっている。

点化・効率化に向けた指針性の発揮

強まりが見込まれるため、

施策の重

整備をめぐっては、今後投資制約の

政 策

重点、 能が低下している。特に国土基盤の 関係主体や国民への指針としての機 策の重点、優先度が不明確となり、 うになってきた。これらの結果、施 施設整備構想が広範に記述されるよ 関係の下で、地方の要望を踏まえた 現行制度における国と地方の行財政 広く網羅するものとなった。また、 が広範になるとともに、関連施策を 重ねるごとに、次第にその計画内容 れている。 のような点について問題点が指摘さ 画や国土利用計画等の現状には、次 針となるべきものであるが、全総計 現に取り組む様々な関係主体への指 示すものであり、その計画内容の実 ビジョンと主要施策の基本方向等を (3)指針性の充実 ある枠組みを提供していく。 の観点から、使いやすく、 りがさらに推進されることが重要と つ円滑に行われ、個性ある地域づく 調整が地方公共団体によって的確か 地利用上の課題に対応した土地利用 策の基本方針を示す中で、 とりわけ全総計画は、計画策定を 計画内容が広範にわたり、 国の策定する国土計画は、 優先度が不明確である。 地域の土 実効性の 施策の 国土の

標と施策の目的手段関係が不明確で 計画目標が抽象的である一方、 目

全総計画等は、 国土全体のビジョ

> 提供できない 係主体の施策選択への有効な情報を か等の把握、評価も困難であり、関 れほど計画目標の進捗度に寄与する この結果、 ける目的手段関係が不明確である。 た具体的な施設整備構想等と結び付 なりがちであり、それらの目標をブ り、その目標が抽象度の高いものと ンや施策の基本方針という性格もあ レークダウンして、計画に記述され 具体的施策の実施が、ど

た指針性が不明確である。 「いつまでに」という時間軸に沿っ

諸構想は、その方向を示すにとどま とにもつながっている。 が、計画に記述される構想等を広範 が、計画の時間概念を緩めること ことが困難であることは当然である 実現を担う施策の期限が厳格に示す しない場合が多い。ビジョンとその り、「いつまでに」という情報が提供 ジョンや計画に記述された諸施策、 定されているが、計画が提示するビ にし、施策の重点を不明確にするこ 全総計画等は、 その計画期間が設

あった。これに対して、今後の国十 プット提案型の計画に傾きがちで 施設整備等を行うかというアウト 役割が大きく、 ジメントサイクル」の確立を目指す。 な進行管理を行う 国土計画のマネ のプロセスを通じて、効率的、効果的 理型の制度とし、策定、推進、 向上するために、国土計画を目標管 ための構想、 これまでの全総計画等は、 国土計画の関係主体への指針性を 施設整備計画としての そのためどのような 開発の 評価

要になることから、 制度とする。 る成果を重視し、その達成状況を 的な推進によって実現することが重 フォローし、 を利用、開発、保全の諸施策の総合 計画においては、その複合的な目標 評価する目標管理型の 計画目標に関す

ばならない。 じて示し、その責任を果たさなけれ 土計画のマネジメントサイクルを通 計画の策定と推進が国民にとって真 ていくことが求められている。 ついて、国民への説明責任を果たし るとともに、自らの施策の妥当性に に価値のあるものとなることを、 行政は、広く国民に情報を開示す 国土 玉

サイクル 2、国土計画のマネジメント

める。 価に関して、以下のような改善を進 じた指針性の向上を図るため、 画内容、②計画策定手続、③計画評 国土計画の策定、推進、 評価を通 (1) 計

(1)計画内容

░効果や影響の及ぶ範囲が全国的 画が示すべき課題と対応策は、 広域的な事項 (三国家が戦略的に行うべき事項 する。この際、 ン実現上の課題、その対応策を明示 価と将来展望を行い、国土のビジョ 計画策定に当たり、 計画内容の重点化・絞込み 国が策定する国土計 国土の現況評

で、関係主体への指針性を高める。 を中心に、重点化し、絞り込むこと

と対応策を示す。 すとともに、以上のような事項の中 て、全国的な視点からの目標、課題 全国計画は、国土のビジョンを示 国土計画上の重要な課題に対し

られる。 地域の形成等、三国土の安全の確 の形成や循環型・環境共生型国土・ 際競争力の確保等、三全国的な視点 の中での国際交流基盤の充実など国 画内容を重点化していくことが考え 維持のための基礎条件の整備等に計 保、少子・高齢化の中での地域社会 からの交通・情報通信ネットワーク 発展の可能な社会の実現に向け 具体的には、我が国における持続 □グローバル化が進む国際社会

必要である。 基盤整備については、こうした目標 に照らした重点を明確にすることが 厳しい投資制約の中で、 特に国土

指針としての役割を明確にする。 応策に計画内容を絞ることで、そ 県を越えた広域的な目標、課題と対 また、広域ブロック計画は、 都 府

とする。 利用と保全との調整などについて多 対象としてきたが、海洋・沿岸域の 備・管理の指針の提示等を行うこと して沿岸域等の一体的、 ら、「海域、陸域を含めた園域」と くの問題や課題が生じていることか 域の利用、開発、保全を主たる計画 なお、これまでの国土計画は、 総合的な整 陸

マクロフレームの提示

行うべき事項

国民生活の共通の基礎条件として

政 策

とは、 上で重要である。 枠組みと緩やかな整合を保持するこ たとの意見があるが、関連諸計画の フレー ム等を提示する意義が低下し の激しい経済社会情勢の中でマクロ における参照フレームとする。 変動 連計画策定や、 の行政各部局、 産等のマクロフレー ムを提示し、国 国土構造に関する人口、国内総生 国土計画が指針性を発揮する 地方公共団体等の関 国土計画の事後評価

標の提示 目標の体系化とアウトカム的な指

果を測る指標の開発に努める。 する上での分野横断的、総合的な成 計画の目的に従い、計画目標を達成 土の総合的な整備・管理という国土 カム的な指標を設定、提示する。 国 標には可能な限り定量的かつアウト の階層化、体系化を図り、下位の目 り具体的な下位の目標へと計画目標 抽象度の高い高次な目標から、よ

できるアウトカム的な指標の導入に 民生活の改善にもたらす効果を実感 トプット指標に加えて、 なることから、施設整備量等のアウ の総合的な効果が従来以上に重要と 利活用や、 されたが、 るかというアウトプット指標が重視 これまでは施設等がどの程度造られ 特に、国土基盤整備については、 ソフト面も含めた諸施策 既存施設も含めた施設の それらが国

(第三種郵便物認可)

とは極めて困難な仕事であるが、関 カム的な指標を体系的に設定するこ には国民が妥当と受け入れるアウト もとより、 全ての関係主体、 さら

> 係主体等との対話を通じて、こうし なるべきである とが、今後の計画策定作業の中心と た目標・指標体系を構築していくこ

> > とって身近でないため、

用やライフサイクルコスト分析など 等を活用するPFIの推進等、 ストックの分野にとらわれない利活 施策の提案、国土基盤における既存 開するために、各分野横断的な連携 のコスト管理方法、民間資金・能力 国土づくりを効果的・効率的に展 施策実施の効率化指針の提示 施

(3)計画評価

(2)計画策定手続 ることにより実効性を高める。 主体等を可能な限り具体的に例示す

体の参加 計画策定への意見聴取、 多様な主

加の仕組みを検討する。 する。また、広域ブロック計画に関 きたが、こうした意見聴取を制度化 県知事からの意見聴取等が行われて 計画 (全国計画)の策定に当たって しては、地方公共団体や経済団体 は、一日国土審議会の開催や都道府 これまでも、 様々な関係者の計画策定への参 全総計画、 国土利用

パブリック・インボルブメントの

く国民の意見を求めるパブリック・ 用して、計画策定の早い段階から広 インボルブメントの仕組みを整備す 大するために、IT革命の成果を活 計画策定への国民参加の機会を拡

全総計画等、 全国を対象とした計

> 必ずしも高くないが、こうした計画 の関心喚起に努める必要がある。 は重要であり、行政は積極的に国民 えれば、国土や地域のあり様に関し 的事業につながっていくことを踏ま て国民が共に考える機会を持つこと で示された構想がやがて身近な具体

容そのものの妥当性評価とがある。 策定後の状況変化を踏まえた計画内 れた計画の目標等の達成度評価と、 国土計画の計画評価には、策定さ 達成度評価

策・事業の進め方に対する指針提示

に努める。この際、

取組方策、

取組

(評価と提言)

言とは、 画では、 要な役割を担う。 共団体等に提言を行う。それ自体に 進に関して、関係行政部局、地方公 直接的な実施手段を持たない国土計 を行い、その結果に基づき計画の推 に、定期的に国土計画の達成度評価 以上のアウトカム的な指標等を軸 計画実現に関して極めて重 達成度評価と推進施策の提

意形成) (評価結果の公表、 国民への説明・合

画に限らず、今後の行政は、 提供され、広く国民に説明するとい 団体および審議会等を中心に情報が 進等の状況は、行政部内、地方公共 形成を図る。これまで計画策定・推 説明責任を果たすことで、 で透明性のある情報により積極的に う点では十分ではなかった。 し、計画推進のための施策への合意 計画評価の結果は広く国民に公表 国民の信 客観的 国土計

画や広域ブロックの計画は国民に その関心は 画の達成度評価の公表は、関係行政 の理解に資することが期待される。 標達成に照らした意義に関する国民 部局等の施策推進の、 任を得ることが必要である。国土計 (定期的な妥当性評価の制度化) 計画の妥当性評価 国土計画の目

が、これらを定期的に行う制度を整 おいて随時点検作業が行われてきた いては、これまでも国土審議会等に 国土計画の計画内容の妥当性につ

(国土計画のリボルビング)

改訂手続を明確化する。 画をリボルビングする制度とする。 策指針等を追加、修正するなど、計 らず、時代の要請に即応したものと 勢の大きな変化等に照らした部分的 こうしたリボルビングや計画全体の ビジョン実現に向けて個別目標や政 なるよう、前記点検結果を踏まえ、 な見直しは基本的に行われなかっ めた計画については、次期計画改訂 た。今後は、計画内容が硬直的にな まで、計画の達成状況や経済社会情 これまでの国土計画では、 一旦定

計画評価の実施体制

国土審議会の議を経ることとする。 集・分析と共有・公開 (4)国土のモニタリング、情報の収 ら、その結果は第三者機関としての なって行うが、客観性確保の観点か 計画の評価は国土交通省が主体と

ストックの状況、関連諸施策の推進 土地利用、自然環境状況、国土基盤 に、国土をめぐる経済社会諸情勢、 以上の計画評価等を遂行するため 政

実と共有化が必要である。 されていない状況であり、 報が不十分、かつ、関係主体に共有 ら、そのストックの現況に関する情 調査が実施されていないことなどか た有効活用が求められるにもかかわ り、また、用途転換など分野を越え トックの維持更新の判断が重要とな 強まりが見通される中で、 国土基盤については、財政制約の 昭和四十五年調査以降、国富 情報の充 既存ス

る施策実施等への反映 (5)分野別長期計画や各主体によ ステムを整備し、提供する。 地方公共団体、国民が共有できるシ 画情報について、国の各行政部局 いくため、 国土計画の進行管理を適切に進めて 主体間の調整や、計画評価に基づく また、 国土づくりに関する多様な (1)~(3)で得られる国土計

国土計画は、その目標達成に向け

直轄事業等を展開している国の地方 原案策定に当たっては、当該地域で の共有等による密接な連携が必要で の計画策定時の調整、計画関連情報 性を高めるためには、 改善により指針性を向上する。 主体へは、以上のような計画内容の となるものであり、様々な施策実施 各種施策を実施する主体への 指針」 国土計画が国の行政部内での指針 とりわけ広域ブロック計画の 各行政部局と

> 現を図る。 サイクルに沿った「計画評価」の公 施の改善に働きかけ、 表と提言によって、 計画策定後は、前記マネジメント 各主体の施策実 計画目標の実

支分部局の参画を検討する。

引き続き検討を行う。 ら分野別長期計画との関係について 別長期計画の見直しと合わせて、国 えられる。 望ましい国土の実現の観点から総合 を深めるとともに、国土計画とこれ 土計画のあり方についてさらに検討 野横断的な指針を示し、関係各分野 ジョン実現の観点からの総合的で分 的な効果を発揮するよう、そのビ 行が縦割行政の弊に陥ることなく、 への反映を図っていくべきものと考 国土計画は、 現在進められている分野 関係各分野の施策隊

3 広域計画のあり方 (略)

4 土地利用に関する計画制度

(1)

基本認識

経済社会の変化に伴う土地利用を

おける低・未利用地の活用、 発需要が沈静化する一方、大都市に 崩壊等を経る中で、 題が生じた。その後、高度経済成長 乱開発による土地利用の混乱等の問 都市やその周辺部では、地価高騰や の大都市への過度の集中が続き、大 の産業構造の転換に伴う人口・産業 第一次産業から第二・第三次産業へ 巡る課題 我が国では、 さらには、 高度経済成長の下 工業用地等の開 バブルの発生と 地方都

> 利用の推進が引き続き求められてい 発の抑制、廃棄物処理施設等の適正 利用、郊外におけるスプロール的開 課題に応じた適正かつ合理的な土地 課題が多様なものとなり、各地域の 保全など、対応すべき土地利用上の 立地、農山村での耕作放棄地の増大 市の中心市街地における土地の有効 ಶ್ への対応、里山林等の身近な自然の

応の基本方向 土地利用をめぐる課題に対する対

「所有から利用へ」の理念を共有する とともに、「公共」の精神を醸成する 利用に関連する様々な主体による不 ことが重要となる。 共の福祉優先」の原則に基づいて、 断の対応が必要である。この場合 のではないものの、今後とも、 てこれら全てに対応できる性格のも まれ、土地利用計画制度のみによっ な形で各種課題が生ずるものと見込 中で今後とも質的にも量的にも多様 土地基本法において掲げられた「公 の下自由な経済活動が行われていく 土地利用については、 私有財産制 土地

多様な措置が講じられてきた。 国一律の対応から地域による独自の 的手法にわたり課題の態様に応じた 運用等により、 対応するための法令、条例の制定・ 利用に直接関連する法令、各課題に 在していることから、これまで土地 対応がふさわしい領域まで幅広く存 また、制度面による対応とし 土地利用をめぐる課題には、 規制的手法から誘導 全 て

要の改善を図ることが必要である。 めた上で、制度が捕捉していない点 ものの運用に問題があるのかを見極 あるのか、あるいは制度は存在する 中で、これらに的確に対応していく 用をめぐる課題の発生が見込まれる や制度が活用しにくい点について所 ためには、その発生は制度に問題が とりわけ、国土計画 (全国計画)

するなどにより、 進展を踏まえ、土地利用に関連する いく必要がある。その際、IT化の < 団体等、関係者にとって使いやす がさらに推進されるよう、 対応が行われ、個性ある地域づくり 施策の基本方針を示す中で、地域の 実質的な土地利用調整機能の向上を 情報化を促進し、 図面の共通フォーマットによる電子 土地利用上の課題に的確かつ円滑な が国土全体の視点からのビジョンや 実効性のある枠組みを提供して 即地性の充実した 重ね合わせて表示 地方公共

在することに留意する必要がある。 状に共存することが重要な地域も存 里山など各種の土地利用がモザイク 域区分に加え、各地域に共通して関 おける土地利用の指針 ②新たな国土計画 (全国計画)に 機能に留意する必要がある。 連する「環境」「安全」等の多様な この場合、「都市」「農業」等の地 また、

と国土利用計画とを統合した新たな 役割を担う。その一方で、 今後とも地方公共団体の計画がその 方は地域固有の要因が重要であり、 即地的な土地利用のあり 全総計画

しかしながら、

今後とも、

土地利

(第三種郵便物認可)

町

く必要がある。 用のあり方について指針を発してい 示す国土の望ましい姿と調和するよ 土地利用のビジョンが、全国計画の 国土計画 (全国計画) は、各地域の 地方公共団体等に対して土地利

すいガイドラインともなる必要があ 事業者の土地利用に対するわかりや 公共団体にとどまらず、広く国民や が示す指針は、国の行政部局や地方 が不可欠であることから、全国計画 体である国民や事業者の理解と協力 は、土地利用や土地取引の主要な主 関する施策を実施するに当たって また、 国や地方公共団体が土地に

現行制度およびその課題

構想、 役割を担ってきた。 方公共団体等に対する指針としての 示すことにより、国の行政部局や地 達成するために必要な措置の概要を 分ごとの規模の目標、及び∭これを 合的かつ長期的な国土利用に関する 地利用のあり方に着目しつつ、⑴総 土利用のあるべき姿を、主として十 国土利用計画 (全国計画) は、国 ∭国土の利用目的に応じた区

化する一 いること等に対応し、 の維持・保全等への要請が高まって に伴い工業用地等の開発需要が沈静 を提示してきたが、産業構造の変化 目標である「利用区分別国土利用. 状況を背景に、土地利用の量的調整 への指針性を重視し、 発需要が高く土地利用転換が大きい 国土利用計画 (全国計画) は、 一方、自然環境や美しい景観 地目別の面積 国土利用の質 開

> はなく、 団体への指針という性格が強い反 計画) は、 摘がある。 軟なものとすべきではないかとの指 的側面を重視し、計画内容をより柔 面、国民への分かりやすさが十分で 認知度が低いとの指摘もあ 国の行政部局や地方公共 また国土利用計画(全国

検討の方向

ア目標提示の方法の改善 いては、以下の方向で検討する。 おける土地利用の指針のあり方につ

示できる柔軟な制度に改める。 て計画策定時に最も適切な目標を提 定することなく、時代の要請に応じ については、地目別の面積目標に限 土地利用に関する全国計画の目標

るからである。 のもつ意義は地目ごとに異なってい る意味を持つものもあるなど、 積のように都市化の適正な進展を図 が薄いものもあり、また、市街地面 て一定面積を確保すべきものがある など、その保全の観点から全体とし 味して取捨選択する。 農用地や森林 る場合には、地目ごとに必要性を吟 方で、道路等面積目標自体に意義 地目別の面積目標を今後も提示す 目標

を設定する。 に着目した質的な評価のための目標 でなく、環境や防災など土地の機能 また、 土地利用の量的調整ばかり

ば のみを提示するのではなく、 さらに、 都市、 地域類型別にその特性に応じ 農山漁村、自然維持地域 全国統一の画一的な指標

第2383号

するとともに、地域類型別(都市)

以上の観点を踏まえ、全国計画に

例え

用、という基本とすべき観点を提示 用、三自然と共生する持続可能な国 では、三安全で安心できる国土利 イビジョン図による提示 土利用、∭美しくゆとりある国土利 た目標を提示する 現行の国土利用計画 (全国計画

ぞれ基本方向を提示している。 な図で示す。 べき自然など、そのあり様を概略的 よる提示に加えて、例えば、保全す やすく示す観点から、従来の文章に こうした基本方針を国民にわかり

する計画 (3)地方公共団体の土地利用に関 針を基本に、各地域ブロックの課題 に即した指針の提示を検討する。 なお、広域ブロック計画において 全国計画の土地利用に関する指

とが重要である。

利用に関する諸計画の策定・運用主 引き付け、活気を呼び起こすことに とが必要である の長い実践活動が積み重ねられるこ の参加による地域づくりに向けた息 体として重要な役割を担うととも このためには、地方公共団体が土地 ワーの源泉を産み出すものである。 域づくりを推進することは、人々を 理的な土地利用の実現と個性ある地 に、住民や多分野にわたる専門家等 よって地域の魅力を高めるソフトパ 美しい国土を形成し、適正かつ合

方に着目した国土利用の基本方針を 今後、全国計画は土地利用のあり

> 即地性の高い「土地利用のあるべき 民をはじめ関係者の合意を得つつ、 る「新たな計画」には、地域の実状 中で地方公共団体の土地利用に関す の権限委譲が進んでいる。こうした 野においても都道府県から市町村へ 処理できることとなり、 例の定めるところにより、 事の権限に属する事務の一部を、条 処理市町村制度により、 性が増す。また、平成十二年に施行 ては地方公共団体による取組の重要 活動に結びつくよう支援していくこ 姿」を形成し、それが共有され実践 役割が求められる。このなかで、住 該構想に沿った土地利用を推進する な土地利用の構想を示すとともに当 された改正地方自治法に基づく事務 に応じてより即地性のあるきめ細か 示す一方、 具体的な土地利用につい 土地利用分 都道府県知 市町村が

区分別 (農用地、森林等) に、

農山漁村、自然維持地域)及び利用

関係者の参加の下に、 関の大規模な開発保全整備計画に関 地域」等の利用区分の大枠や公的機 画が担うような「都市地域」「農業 割分担としては、当面、 としての市町村においては、幅広い 県が担うべき役割と考えられる。 | 整等が必要であり、引き続き都道府 は、広域かつ多面的な観点からの調 する土地利用上の配慮等について たものとなる。現行土地利用基本計 土地利用に関する課題の態様に応じ が主となる役割を果たす場合など、 的に対応する場合や、どちらか一方 方、住民に最も身近な地方公共団体 この場合、都道府県と市町村の役 即地性を充実 両者が相乗

策

以下、都道府県と市町村の土地利の上地利の大地の、各種制度を実状に合わせて選択し統合的に運用することなどにより、実質的な土地利用調整が図られ、望ましい土地利用が実現されられ、望ましい土地利用をとませるとが期待される。

す。 用に関する計画の方向性について示以下、都道府県と市町村の土地利

なお、地方公共団体の土地利用に関する新たな計画の名称は、個別規関する新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏で、新たな計画の内容及び趣旨を踏いする。

計画」が策定されている。

計画」が策定されている。

が大変にされている。

が大変情報がある。

が大変情報が表示が関土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」等を示す国土利用計画をされている。この他、個別規制法に基づく諸計画の上位計画として即地的な土地利用調整を行う土地利用基本計画が策定されている。この他、個別規制法に基整を行う土地利用基本計画が策定されている。

が大変情基本方針、「都道府県の土地利用に関する計画」が策定されている。

的な土地利用調整を年間約八〇〇件のに対し、土地利用基本計画は即地のあり方を長期的な構想として描くのあり前を長期的な構想として描く

政

地利用の総合調整を行う関係にあ本として土地利用基本計画を定め土計画ではあるが、国土利用計画を基計画をは性格・内容を異にする別個の程度個別具体的に行うものである。

しかし、現行の国土利用計画の示す「国土の利用に関する基本構想」は、土地利用基本計画による土地利用の総合調整の判断基準として活用の総合調整の判断基準として活用のあるべき姿」を示すことができる土地利用に関する枠組みが求められている。

が がい こり 引きる 新たな計画の検討方向

用基本計画との連携を強化すること 事項を可能な限り計画に反映させ する。また、土地利用のあるべき姿 方もあり、これらを踏まえたものと 観点から今後とも重要だとする考え 直接関係ないものの、環境保全等の 全体の土地利用の即地的な調整とは 目標を示す「国土の利用目的に応じ 分散して存在する地目の面積合計の るような制度を目指す。この場合 により、両者がより密接に運用され な基本構想を示すとともに、 て土地利用に関する詳細かつ具体的 土利用計画にある計画事項を拡充し の即地性を充実するため、 を示す際には、「美しい景観の形成. た区分ごとの規模の目標」は、 安全な国土」等地域のあり方を示す 都道府県の土地利用に関する計画 現行の国 土地利 地域

また、土地利用基本計画は、個別

局の的確な活用に資するのみなら 県の計画として有効に活用するとと 用の調整等に関する事項について、 担う機能として重要であり、土地利 規制法に基づく諸計画の総合調整を やすい開かれたものとする。 することなどにより、行政各担当部 基本計画の図面に重ね合わせて表示 て整備することを促進し、土地利用 する図面を共通フォーマットによっ されている防災、環境、交通等に関 を含む各種の主体によって各々作成 の図面を電子化する。 もに、IT化の進展等を踏まえ、 詳細に記述するなどにより、 広く国民や事業者がアクセスし 同時に、 都道府 民間

ら、意義があるものであり、 利用に与える影響も大きいことか 伴うことが多く、周辺の地域の土地 用目的審査については、大規模な十 る審査は行われていない。一方、 も活用を図ることが望ましい。 地取引は、通常、土地利用の転換を て原則事後届出制とし、価格に関す 十年からは大規模な土地取引につい たが、昨今の地価状況に鑑み、 止するとともに、適正かつ合理的な 土地利用の確保を図るため設けられ 土地の投機的取引や地価の高騰を防 なお、土地取引に関する規制は、 平成 利

現行制度及びその課題②市町村の土地利用に関する計

分ごとの規模の目標」等を示す国土する基本構想「利用目的に応じた区基本構想に即し、「国土の利用に関は、地方自治法に基づいた市町村の土地利用に関する計画

利用計画のほか、個別規制法に基づ で策定されている。 画が策定されている。 業振興地域整備計画」、「市町村森林 き「市町村の都市計画に関する基本 示す国土利用計画は約六割の市町村 あるべき姿」を長期的な構想として 与えられている中で、「土地利用の にはこれら多くの計画の策定権等が 合計画等が策定されている。市町村 地区土地利用調整計画、地域環境総 置により、土地利用調整基本計画、 整備計画」等の土地利用に関する計 計画、集落地区計画等)」、「市町村農 的な方針」、「 市町村都市計画 (地区 また、予算措

組みが求められている。

組みが求められている。

に、地域の実状に応じて即地的かつきめ細かに示せ、今後は市町村における要であり、今後は市町村における要であり、今後は市町村におけるできる土地利用のあるべき姿」を地域の実がに応じて即地的かつきめ細かに示町できる土地利用に関する枠は、地域の実ができる土地利用に関する枠は、地域の実が表している。

新たな計画の検討方向

際には、「国土の利用目的に応じたまた、土地利用のあるべき姿を示すには地区単位等に分割してよりきめには地区単位等に分割してよりきめには地区単位等に分割してよりきめには地区単位等に分割してよりきめいるよう図面により示すこととし、その際な基本構想を示すこととし、その際な基本構想を示すこととし、その際なるよう図面により示する計画事項を拡充します。

町

政 策

③地方公共団体の策定する条例の位に基づく土地利用を促進する。 土地利用のあるべき姿」を示す計画加を進め、地域の実状を踏まえたがらに、計画策定における住民参画に反映させる。

施行前) 現状 (平成十二年改正地方自治法置付け

昭和四十年代以降、都市計画法、昭和四十年代以降、都市計画法、自農業振興地域の整備に関する法律等、地区の力に応じて良好な都市環境の形成を図る手法を提供するための制度改を図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度でである手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で図る手法を提供するための制度で

により、地域の実状に応じた対応を法律のみによって解決することは、条例により基本方針を定めるこは、条例により基本方針を定めるこは、条例により基本方針を定めるこは、条例により基本方針を定めるこは、条例により、地方公共団体の中には、条例により、地方公共団体の中により、地域の実状に応じた対応を満足の表により、地域の実状に応じた対応を

第2383号

が望ましい。

でのようと、 一部では、 であり方を示す事項を可能な限り計 景観の形成」「安全な国土」等地域 区分ごとの規模の目標」や、「美しい

で、土地利用に関する分野につきた。

しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され しかし、平成十二年四月施行され

土地利用をめぐる課題には、全国土地利用をめぐる課題には、全国一律の対応から地域による独自の対応がふさわしい領域まで幅広く存在している中で、全国一律の手法では対応しきれない土地利用上の課題は今後も引き続き起こり得る。このため、条例が活用され、さらに条例を含む土地利用に関する各種に条例を含む土地利用に関する各種により、適正かつ合理的な土地利用とめぐる課題には、全国と個性ある地域づくりを目指すことと個性ある地域づくりを目指すことと個性ある地域づくりを目指すことと個性ある地域づくりを目指すこととのがいる。

活用めぐる課題への対応のための条例のめぐる課題への対応のための条例のよる条例制定権の拡大と土地利用を平成十二年改正地方自治法施行に

推進してきた。



任意共済保険



三井生命

ROZ S SOZ STANKE

に条例制定 金木町ポイ捨てとふん害防止 青森県

積雪の多い町では、冬に捨ている。

接し、定住促進を図っていくのと連携して結婚相談所を開催するなど結婚希望者の支援を行っている町は、結婚して婚姻届を出した後も引き続き町内に住む出した後も引き続き町内に住む方開を交付している。結婚を対象に「結婚祝い金として 宮城県 三万円を交付している。結婚祝い金として 宮城県 三万円を交付している。結婚を対象に「結婚祝い金として 医城原

ケナフの栽培に着手 福 島 県 でナフの栽培に着手 福 島 県 を 1 会手紙コンクール」も実施 はケナフ製和紙のはがきを使っ に 会手紙コンクール」も はケナフ製和紙のはがきを使っ に 会手紙コンクール」も としていく。

平成三年度から村民海外研修補助の対象を拡大・上野村海外旅行の群馬県

交流事業として海外旅行の航空

を取りにきてもらっている。 新生児に

「は、出生届を出した新生児に
に絵本二冊と一歳半までに読んでほしい絵本を紹介したガイドでほしい絵本を紹介したガイドでほいのがせることで親子のきずなを深めてもらおうというのがなを深めてもらおうというのがなを深めてもらおうというのがある。 に総本二冊を贈呈 玉穂町

を増やしていくのがねらい。 スを無料にし、利用者的特別に海外で見聞を広める機会 患者などを対象に、町に最高五万円を支給している。 身体・精神障害者、リーは、一回限りとしていた補助条 高齢者等の 高齢者等の の一部を補助してきた村 めている。

百円となっている。 町は、七十歳以上の高齢者や 事者などを対象に、町内巡回バスだけ にいる。現在、町を運行する路 で、料金は大人二百円、子ども で、料金は大人二百円、子ども で、料金は大人二百円、子ども

後継者育成 岡部町玉露専用のモデル園で 静岡県

年二回利用できる。

ける。利用料金は千円程度で、

り、洗濯、乾燥、

消毒をして届

田本一に輝いたことのある玉露 日本一に輝いたことのある玉露 明本一に輝いたことのある玉露 明、玉露栽培の研究を進める支 り、玉露栽培の研究を進める支 り、玉露栽培の研究を進める支 が、玉露栽培の研究を進める支 で付面 では、特産品であり、何度も

メーキャップ講座を実施 大阪府し、〇月末に

法などを学んでもらった。と女性に生き生きとした生活をよってもらうことをねらいにメーキャップ講座を実施した。までに応じた三コースを設定、年代に応じた三コースを設定、講師にはスタイリストを招き、講師にはスタイリストを招き、は、高齢者の生きがい対策と女性に生き生きとした生活をと女性に生き生きとした生活をとなどを学んでもらった。

寄りのバス停までのタクシー運を行っている村は、自宅から最高齢者などのバス運賃の補助りより。川上村ののでは、自宅から最いが、温暖を補助が、一川上村のでは、一川上村のでは、一川上村のでは、一川上村のでは、一川上村の

すると一年間有効のタクシーチ診療所に通院する場合で、申請行っている。タクシーが無料に賃を全額補助する取り組みを

ケットが支給される。

戸長 倉野 町県

が利用者から寝具一式を受け取布団洗濯サービスを実施 飯山町布団洗濯サービスを実だけの世帯や身体障害者などをだけの世帯や身体障害者などをだけの世帯や身体障害者などをにける。町は、六十五歳以上の高齢者等の 香川県

時間経過に沿って示している。 明は、大規模災害初動マニュアルを作成 宮之城町マニュアルでは震度四以上の地震に成し、全職員に配布した。マニュアルでは震度四以上の地震や台風など大きな被害が予想される自然災害を想定し、災害発れる自然災害を想定し、災害発れる自然災害を想定し、災害発れる自然災害を想定し、災害発れる自然災害を想定し、災害初動 鹿児島県職員向け災害初動 鹿児島県

カプセル Now & New

町

今年は午年・干支せとら 天馬空を行く飛躍の年であれ!

フリーライター 加 藤 迪 男

午と年・月・時刻・方位

は午年で、十干十二支で壬午。午は平成十四年(二〇〇二年)の今年 が充てられている。 を表す。方角は南を表し、 前十一時から午後一時ごろまでの間 のこと。時刻は正午ごろ、または午 十二支の七番目。月では旧暦の五月 動物は午

日本在来馬

州馬」は、中型馬と小型馬の中間飼育されている。長崎県対馬の「 馬である。 は、北海道和種の「道産子」、長野 後の小型馬に大別される。中型馬 メートル一〇から一メートル二〇前 メートル四〇前後の中型馬と、一 日本在来馬は八馬種保存されてい 体高が一メートル三〇から一 中型馬と小型馬の中間の

馬と人の評価

第2383号

方がある。たとえば天馬「てんば= 馬の種類、評価にいろいろな言い

> がある (りょうば、りゅうめ、りゅうば=優 ように大食する)、馬齢(ばれい=自 馬 (だば=荷物を運ぶ馬。つまらな (てんま=駅馬。宿継ぎの馬。郡や ば=優れた馬。足の速い馬)、伝馬 れた馬)、駿馬(しゅんめ、しゅん 話ではペガサス)、神馬(じんめ、 分の年齢を謙遜して言う言葉)など ろかなこと)、馬食(ばしょく= 馬の まぬけ。うすばか)、馬鹿(ばか=お ののろい馬。役に立たない馬)など。 宿駅に備えて公用に供した馬)、駄 しんば=神社に奉納した馬)、龍馬 天上をかけるという馬。ギリシャ神 る。たとえば頓馬とんま=のろま。 人の評価、形容にも馬が使われてい .馬。下等な馬)、駑馬(どば=歩み

馬の耳・ 蹄・歯と手綱

犬歯)と奥歯の間の歯の生えていな 馬の蹄はたんぱく質の一種で熱に強 距離を正確につかむことができる。 見ることができるという。また、耳 い部分の隙間に轡を通す。ここは馬 つの犬歯がある。手綱は前歯(雄は 奥歯(臼歯)が上下十二本ずつの計 は、前歯 (切歯)が上下六本ずつ、 り取ることが必要になる。馬の歯 リほど伸びるので、二十日おきに削 い。人間の爪のように一カ月に十ミ 後ろから近づいてくるものの方向と くので二つの耳を後方に向けると、 の感度もとても優れている。よく動 り、真後ろ以外のほとんどの範囲を 馬の視野は三百五十度くらいあ 雄馬はほかに上下二本ず

> 止めることができる。轡は舌の上に の体の中で最も敏感なところなの を食べるのに困ることはない。 なって、口の開閉や、 で、手綱を伝わってくる合図を受け 水の飲用

人間万事塞翁が馬

乗るまでに牛に乗れ」という諺もあ ない。何事も体験して確かめよ、 馬」という。「馬に乗ってみよ、人に 名馬に乗った息子が落馬して怪我を 馬を連れて戻ってきた。 しかしこの のがよい、と教えている。 するには段階を経て力をつけていく に乗って慣れることが大切で、出世 る。速い馬に乗るには、まず遅い牛 いうことの例えに使われる。「馬に してみないとその人柄まではわから からない。人間も同じでともに暮ら あるかどうかは乗ってみなければわ は添うてみよ」という諺は、良馬で 測できないことを「人間万事塞翁が の吉凶、禍福は変転きわまりなく予 れずに済んだ、という故事から人間 した。怪我をしたために兵隊に取ら い。塞翁の馬が逃げた。ところが名 の行動について教えられるものが多 馬にまつわる諺のなかには、人間 ع

午年生まれは

午年生まれにはこんな人が 初期に良運が訪れるといわれるが ば予想以上の成果が得られる。 ので、確実な仕事に専念、努力すれ クヨクヨせず、心機一転する性格な 西田幾太郎 (哲学者・一八七〇) 午年生まれは陽気で、失敗しても

> 家·一九五四)、松任谷由実 (歌手· 九三〇)、尾上菊五郎 (歌舞伎俳優・ 士・一九一八)、平田郁夫 (画家・ 家·一八九四)、江戸川乱歩 (作家· 順(歌人・一八八二)、森田たま(作 野口雨情 (詩人・一八八二)、川田 鈴木大拙 (仏教学者・一八七〇)、 い(女優・一九七八)(敬称略) イズドスイマー・一九六六)、石橋け ファー・一九四二)、林真理子(作 家・一九一八)、升田幸三 (将棋棋 ナー・一九〇六)、田中角栄(政治 一九五四)、小谷実可子(シンクロナ 一九四二)、青木功(プロゴル 一九三〇)、岸田今日子 (女優・一 一八九四)、田中千代 (服飾デザイ

午年を占う

(昭和十七)にミッドウエー海戦、一 動の年であることを願っている。 紀最初の午年で、天馬空を行くごと 事件が目立った。今年こそ二十一世 〇年 (平成二)長崎雲仙普賢岳の噴 豆大島近海、宮城県沖地震、一九九 戦後初の国産機YS - 11墜落事 福竜丸の死の灰被災があった。一九 ビキニ環礁での米の水爆実験で第五 船洞爺丸事故、造船疑獄、太平洋の 九五四年 (昭和二十九) に青函連絡 雄幸首相の狙撃事件、一九四二年 ろう。一九三〇年 (昭和五)に浜口 く不況ムードを吹き飛ばす飛躍、 火と自然災害、政治・社会・国際的 故、一九七八年 (昭和五十三)の伊 六六年(昭和四十一)の黒い霧事件、 最近の午年はどのような年だった

随 想

伊 :良部のゴルフ場雑感

~ゴルフを通して明るく島興し~



県 縄 良 部部 長 町 健 Ш

い年にしたいものである。 まった二十一世紀だが、今年は良 と報復戦争、不況と構造改革で始 でとうございます。 午年の始まり、 あけましておめ 驚異的なテロ

శ్ఠ 島である 人口約七千人、半農半漁の島であ 島からなるのが伊良部町である。 古列島の中にある伊良部島と下地 沖縄本島から南へ三百キロ、宮 かつては南方鰹漁で賑わった

然豊かな島である。 リ等の迷い鳥が数多く見られる自 ン、クロツラヘラサギ、コウノト 表される渡り鳥やハイイロペリカ 四方を海に囲まれ、サシバに代

三千メートルの滑走路を持つ、我 その空港建設から、三十年、 |国唯一のパイロット訓練飛行 それともう一つ、下地島には、 下地島空港がある 建

> での開発が進んでいる。 設に伴い発生した空港周辺公用地 沖が伊 浜

ゴルフ場が完成した。 初めて行政が建設したパブリック 流センター、そして十一月県内で 設、民宿キャンプ村、都市農村交 験滞在交流型観光の核としての施 県有地と町有地の交換により、体 下地島土地利用基本計画に基づく 平成十年に改訂された沖縄県の

信している。

れた家庭と社会が築けるものと確

ゴルフを通して、笑いと和に溢

かな野鳥と語らい、島の自然を満

OBも

親子の絆を深めながら、色鮮や

が、中には六〇〇ヤードを越す オンコースのちょうど半分である 〇〇ヤード、パー三六、チャンピ カーと、個性のあるコースがあ イメージした池、サシバのバン コースや県指定文化財の通り池を 総面積二六ヘクタール、 Ξ 四

リュース」をイメージして作った 勿論、 設計者に言わせると「聖アンド 無農薬である。

ある。 一日がグランドオー プンの予定で 公営企業債を活用し、来年四月

< 話題が乏しくなってきていると聞 大きな課題になってきている。 理、お年寄りの健康増進は行政の た、メディアの影響で親子共通の 長寿社会に入り、成人の健康管 憂うべきである。

> おじいちゃんは、刻みだが味わい キャリアで確実なゴルフをする。

のあるゴルフをする。

お母さん

決意した。 ゴルファー の誕生を望んで建設を の国体選手の育成と国際的なプロ り国体の正式種目になったゴルフ として、そして何よりも、今年よ 通して、子供たちの人間教育の場 また、ゴルフのマナーとルールを の提供、 民の健康増進と、親子共通の会話 私は町政を預かる者として、 世代間交流の場として、 町

ている。 県内はもとより全国大会を闊歩し 子供たちだけで構成したチームが 小学校から高校まで、 我が町の子供たちは素晴らし 一例がバレーボールである。 小さい島の

いう可能性を加えたい 子供たちに、新たに「ゴルフ」と であったろう。 甲甲 その素晴らしい可能性をもった 六十歳以上は、 ー 八ホ**ー**

は二千円と格安にした。子供たち 動では無料開放、 のゴルフをする。お父さんは、 は柔らかさとパワー でチャレンジ ル回って三千円、

また、

学生料金

学校のクラブ活

#

Ιţ

しなやかで小技の利いたゴル

さを喜び合う。 を囲みながら、 う、或いは、交流センターで夕食

おじいちゃんの若

しながら今日のプレーを讃え合

は、キャンプ村でバーベキューを

フをする。そして、一九番ホー

ル

持って資源と為す」は歴史の命題 資源の乏しい我が町、「人材を 喫し、 か。 のゴルフをやっていく。 恐れず、 ンクス伊良部で一振りしてくる 顔が見えたような気がした。 んでいる町民を見て、島の和と笑 町長室の窓から、プレーを楽し 焦らず、くさらず、 しかし丁寧に確実に自分 明日は土曜日、サシバリ



都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料) **シングル** 131室 8,500円より ツイン 16.000円より 8 ~ 16F

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具に より心地よい睡眠に配慮いたしておりま す。すべての客室は快適な7階以上の 上層階に配され、リラックスしていただく ための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを 誇る 全国町村会館。

一流ホテル(帝国ホテルグループ) との提携による上質なサービスと 味わい豊かな料理、



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

ご宿泊料金を 最大20%割引きいたします。

各行事の際に、町村より一括してご宿泊 をお申し込みいただいた場合は、すべて 会員の特別料金を適用いたします。

り地元よりの特産品など、 ↓ 持ち込みは自由です。 ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、 洋食・和食のいずれもご用意いたします。



在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行·家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

交通の便利なロケーションで、 多勢の人にお集りいただく パーティーなどに最適です。 また大小4つのホール・会議室があり 幅広い用途にお使いいただけます

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊 < 特別料金 > (室料)

シングルA 6,800円 (通常料金 8,500円) ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用 いただけます。

「東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分 後楽園遊園地/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分 東京都庁展望室/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分





[交通案内] 有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町駅」3番出口徒歩1分 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅 徒歩5分 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・干業県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・ 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県市町村職員年金者連盟・阿山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ま**開い合せは** 全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号